

■資料（根拠法令）

●報告第20号

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の根源に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1 町営住宅の家賃その他町営住宅賃貸借契約から生ずる入居者の債務の履行の請求又は町営住宅の明け渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

2～6 省略